

「技能科学研究」論文誌投稿の手引き

1. 「技能科学研究」論文誌に投稿できる論文

本研究誌に投稿できる論文は、次の(1)(2)のいずれかに該当する「研究論文」、「ショートノート」、「技能・技術報告」、及び「解説」(これらを、以下「投稿論文」という。)とする。

- (1) 職業能力開発・職業訓練・技能科学のために必要とされるもの又は関連分野に属する研究で、新規性、有用性、独創性、開発性のいずれかに富むもの。
- (2) 職業能力開発・職業訓練・技能科学ないしはその関連分野における従来研究を総合的に概観し、整理体系化の上、将来の方向性を示唆できる総合性に富むもの。

原則として投稿論文の主要な内容のすべてが国内・国外の学会誌、書籍等に掲載済みでないこと、あるいは、上記に投稿中でなく、投稿予定でもないこと。ただし、未発表のものを原則とするが、すでに学術誌等に発表された内容であっても、その内容を総合的に再構成ならびに補足したものであればこの限りではない。

2. 言語

日本語または英語を基本とする。

3. 投稿論文の区分

本研究誌の投稿論文の区分には、「一般研究論文」、「ショートノート」、「技能・技術報告」及び「解説」がある。

一般論文：

職業能力開発・職業訓練・技能科学に関係のある新規な方法・研究結果等で、信頼性が認められ、学問や職業能力開発・職業訓練・技能科学の発展に役立つ内容を、順序立てて明瞭に記述し、論文として完結した体裁を整えているもの。10ページ以内。アブストラクトおよびキーワードをつける。

ショートノート：

職業能力開発・職業訓練・技能科学に関する研究資料、調査報告など職業能力開発・職業訓練・技能科学関係者にとって参考になる有益な結果が得られているもの。研究内容や方法論等においてプライオリティを優先したいもの。4ページ以内。アブストラクトおよびキーワードをつける。

技能・技術報告：

職業能力開発・職業訓練・技能科学に関する研究報告、実践報告、教材開発報告など職業能力開発・職業訓練・技能科学関係者にとって参考になる有益な結果が得られているもの。10 ページ以内。キーワードをつける。

解説：

職業能力開発・職業訓練・技能科学における特定分野の内容を、広い視野から体系的に論じたもの、もしくは、わかりやすく解説したもの。10 ページ以内。キーワードをつける。（原則として、技能科学研究論文誌編修委員会（以下「編修委員会」という。）からの依頼による。）

論文区分の振り分けは、著者の申請をもとにして、編修委員会で決定する。

4. 投稿原稿の作成方法

投稿原稿の作成方法は、別に定める「技能科学研究」原稿作成テンプレートに従う。

5. 投稿論文の提出

- (1) 投稿論文の書式は、本手引き及び「技能科学研究」原稿作成テンプレートによることとし、これらに合致しない投稿論文は受け付けない。
- (2) 論文投稿の際には、次のファイルを電子メールに添付し提出する。メール送付ができない場合は CD-R 等の電子媒体で郵送等により提出する。提出ファイルの原本は、査読が終了し最終原稿の提出に至るまで代表執筆者が保管する。
 - ・ 原稿表紙（本校ホームページ掲載の原稿表紙文書を用いる。）
 - ・ 論文原稿（PDF 形式ファイルを投稿する。元の Word ファイルは、掲載決定時に提出する。）論文原稿は、図（写真を含む）・表・数式を含めて研究誌刷り上がりイメージと同じ体裁に作られたものを提出する。
- (3) 一般論文、技能・技術報告、及び解説は 10 ページ以内、ショートノートは 4 ページ以内とする。ただし、編修委員会が認めた場合は、この限りではない。

6. 投稿論文の審査

- (1) 一般論文は、2 名の査読者による査読の後、編修委員会で掲載の可否を決定する。ショートノート、技能・技術報告は、1 名の査読者による査読の後、編修委員会で掲載の可否を決定する。投稿論文の査読については別に定める。
- (2) 投稿論文は査読後、次のいずれかに取扱いを決定する。
 - () 掲載可
 - () 微細な変更：

掲載可と認めますが修正箇所を指摘しましたので検討してください（再確認は不要であること。）

（ ）条件付加：

掲載可と認めますが修正箇所を指摘しましたので検討して下さい。

（ ）掲載否：

別記の理由により掲載不相当と判定いたします。

- (3) 「条件付加」判定により、照会・修正を求められた論文は、返却日から原則として 20 日以内に再提出しなければならない。20 日以上経過し、督促しても提出されない場合は、投稿を取り下げるものとみなす。照会事項の回答および修正事項は、「査読者への回答」として別紙にて作成し、提出する。
- (4) 審査結果に対して異議のある場合は、修正原稿の提出の際に、理由をつけて異議の申し立てをすることができる。異議の申し立てがあった場合、編修委員会は 1 回に限り意見の相違点について再審査し、必要があれば別の査読者を依頼する。

7. 不正行為の禁止

以下に示す、投稿者による不正行為を禁止する。

(1) 捏造・改ざん：

事実に基づかないデータ等を作り出すこと、データを根拠なく書き換えること。

(2) 盗用：

他人のデータ、論文の内容等を自分のものとして投稿すること。

(3) 著作権の侵害：

他者の許諾なくデータ、論文の内容等を自身のものとして投稿すること。

(4) 人権の侵害：

個人・集団のプライバシーや名誉を侵害すること。

(5) ギフトオーサーシップ：

論文に直接貢献していない者が、論文の共著者となること。

(6) その他：

重大な不正行為があると編修委員会が認めた行為。

8. 謝金について

巻頭言及び解説の執筆者に謝金を支払うこととします。

（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の教職員を除く。）

謝金の金額は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の謝金統一単価に従います。

9. 著作権等

掲載された投稿論文の著作権は、職業能力開発総合大学校(以下「本校」という。)に

属する。ただし、著者自身による学術教育目的等での利用(著者自身による編集著作物への転載・掲載、電子出版、複写して配布等を含む。)について本校は無条件で許諾する。著者は本校に許諾申請をする必要がない。ただし、出典(論文誌名、巻号ページ、出版年)を記載しなければならない。